

反社会的勢力への対応に関する基本方針の制定ならびに 暴力団排除条項の導入に伴う各種貯金規定の改正について

当会は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)等を踏まえ、反社会的勢力排除に向けて断固とした姿勢で臨むことを宣言するため、平成22年10月1日、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定しました。さらに、平成23年1月4日より、各種貯金規定に暴力団排除条項を導入し、新しい規定によりお取り扱いさせていただきます。

暴力団排除条項とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当会の判断により契約をお断りまたは契約の解除をさせていただくことを定めた条項です。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

また、暴力団排除条項の導入に伴い、平成23年1月4日以降は、お取引の申込み時に、お客様が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと等の表明・確約をさせていただくこととなります。その表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

当会は、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断につとめてまいりますので、お客様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 概要

(1) 導入規定

貯金口座は、、 および のいずれにも該当しない場合に利用することができ、、 または のいずれかに該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、次の から のいずれかに該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他 に準ずる者

貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
- E. その他 に準ずる行為

2. 規定改正の対象となる各種貯金規定

当座勘定規定 普通貯金規定 普通貯金無利息型(決済用)規定 貯蓄貯金
規定 納税準備貯金規定 出資予約貯金規定 総合口座取引規定 総合口座
(普通貯金無利息型)取引規定 通知貯金規定 期日指定定期貯金規定 自動継
続期日指定定期貯金規定 自由金利型定期貯金(M型)規定(単利型) 自由金利
型定期貯金(M型)規定(複利型) 自動継続自由金利型定期貯金(M型)規定(単
利型) 自動継続自由金利型定期貯金(M型)規定(複利型) 自由金利型定期
貯金規定 自動継続自由金利型定期貯金規定 変動金利型定期貯金規定(単利型)
変動金利型定期貯金規定(複利型) 自動継続変動金利型定期貯金規定(単利型)
自動継続変動金利型定期貯金規定(複利型) J A据置定期貯金規定 自動継
続J A据置定期貯金規定 積立定期貯金規定 一般財形貯金規定 財形住宅貯
金規定 財形年金貯金規定 譲渡性貯金規定 定期積金規定

3. 実施日

平成23年1月4日(火)

以上